

## 令和4年度10月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和4年10月25日 午前9時30分～10時30分  
開催場所 所沢市役所 502会議室  
議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

出席委員 1番 池田 正巳 2番 越阪部 勲 3番 越阪部 一  
4番 内野 喜昭 5番 糟谷 裕義 6番 増田 貴雄  
7番 池田 稔 8番 鈴木 浩之 9番 見澤 幸一  
10番 石井 一 11番 川口 浩 12番 栗原 茂  
13番 大館 浩一 14番 石井 進 15番 水村 英紀  
16番 本橋 与志喜 17番 新井 祥穂

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。池田会長のあいさつの後、引き続き池田会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号13番 大館浩一委員、14番 石井進委員を指名いたします。

### 1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」申請番号1番、2番につきましては私、議席番号7番 池田稔委員が関係人となっている案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該案件の審議開始から終了まで退席します。

議長につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5号の規定に基づき、川口所沢市農業委員会会長職務代理者をお願いします。

(池田稔委員退席する)

議長： 規定により会長不在の間は、私が議長を務めさせていただきます。

(職務代理者) それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字坂之下字神明前の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて6.88平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は農地の交換により効率的に耕作するためです。権利事由は交換による所有権移転です。なお、受人は三芳町に耕作地があり、三芳町農業委員会に経営状況調査を照会したところ、適正に管理されているとの回答がありました。

申請番号2番、所在地は大字坂之下字神明前です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は6.88平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は農地の交換により効率的に耕作するためです。権利事由は交換による所有権移転です。

申請番号2番の受人は、農地法第3条第2項第5号に規定する農地の耕作面積が50アール以上であることを満たしていませんが、同項ただし書に政令で定める相当の事由があるときは例外的に許可できることになっています。政令で定める相当の事由は、農地法施行令第2条に規定されており、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地につき、当該隣接する農地を現に耕作の事業に供している者が権利を取得する場合となっています。本申請地は、受人が所有し耕作している農地に隣接しており、農地の交換により効率的に耕作することが認められることから、この相当の事由に該当すると考えられるため、農地法第3条第2項第5号の規定を満たしていませんが不許可の例外に該当すると判断できます。

以上2件です。

議長： 申請番号1番及び2番について関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： 申請番号1番及び2番について審議します。1番、2番の申請地及びそれぞれの受人の営農状況、耕作状況について地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項の第5号を除く各号に該当せず、第5号については同項ただし書きの不許可の例外により、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番及び2番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番及び2番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番及び2番については、全会一致により許可とします。

申請番号1番、2番の審議は終了したため、議席番号7番 池田稔委員の入室を認めます。

(池田稔委員着席する)

会長が戻りましたので、議長の職を下ろさせていただき、改めて会長に議長をお願いします。

(議長交代)

## 2 議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議長：「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字久米字北久米の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて103平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は自己住宅です。権利事由は贈与による所有権移転です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を養母(祖母)から譲り受け自己用住宅を建築するものです。

以上の1件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員：(全員挙手)

議長：申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

## 3 議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長：「議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野三丁目です。現況地目は畑で、面積は2,229平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年11月1日から令和9年10月31日までの5年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在

地は大字下富字駿河台の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて3,786平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年11月1日から令和14年10月31日までの10年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字武野の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて1,862平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年11月1日から令和14年10月31日までの10年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字神米金字向台です。現況地目は畑で、面積は6,341平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年11月1日から令和6年10月31日までの2年間です。

申請番号5番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字神米金字内出の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて3,001平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年11月1日から令和9年10月31日までの5年間です。

申請番号6番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字横宿の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,026平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年11月1日から令和9年10月31日までの5年間です。

申請番号7番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字横松の5筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は5筆合わせて7,639平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年11月1日から令和14年10月31日までの10年間です。

申請番号8番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字横松の5筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は5筆合わせて3,337平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年11月1日から令和14年10月31日までの10年間です。

申請番号9番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は所沢新町の5筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は5筆合わせて10,501平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年11月1日から令和14年10月31日までの10年間です。

申請番号10番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は林一丁目です。現況地目は畑で、面積は917平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年11月1日から令和6年10月31日までの2年間です。

以上の10件です。

議長： それでは、申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により決定とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号2番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号2番については、全会一致により決定とします。

申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号3番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号3番については、全会一致により決定とします。

申請番号4番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号4番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号4番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号4番については、全会一致により決定とします。

申請番号5番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号5番について、意見、質問はありますか。  
意見、質問がないようですので、申請番号5番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号5番については、全会一致により決定とします。  
申請番号6番につきましては、議席番号11番 川口浩委員が関係人となっている案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該案件の審議開始から終了まで、退席をお願いします。申請番号6番終了後に入室、着席をしていただきます。

(川口委員退席する)

それでは申請番号6番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ  
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われ  
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号6番について、意見、質問はありますか。  
意見、質問がないようですので、申請番号6番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号6番については、全会一致により決定とします。  
申請番号6番の審議は終了したため、議席番号11番 川口浩委員の入室を認め  
ます。

(川口委員着席する)

申請番号7番、8番ですが関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： 申請番号7番、8番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ  
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われ  
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号7番、8番について、意見、質問はありますか。  
意見、質問がないようですので、申請番号7番及び8番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号7番及び8番については、全会一致により決定とします。

申請番号9番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ  
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われ  
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号9番について、意見、質問はありますか。  
意見、質問がないようですので、申請番号9番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

- 議長： 申請番号9番については、全会一致により決定とします。  
申請番号10番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号10番について、意見、質問はありますか。  
意見、質問がないようですので、申請番号10番について、決定でよろしければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号10番については、全会一致により決定とします。

#### 4 報告事項について

- 議長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。
- 事務局： 報告事項について御報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、10件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、1件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、11件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による貸借権設定の届出について」は、2件の届出がありました。

「報告事項5 農地法第5条の規定による許可申請書の取消願について」は、1件の取消願がありました。

「報告事項6 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、2件の証明をしました。

「報告事項7 農地法施行規則該当転用届について」は、1件の届出がありました。

以上です。

- 議長： 以上で、すべての議事を終了します。

川口会長職務代理者により閉会した。